

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年11月10日(木) 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(8人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出

農地利用最適化推進委員(3人)

委 員	竹 内 正
委 員	久 下 豊 一
委 員	豊 島 芳 夫

農業委員会事務局職員(3人)

局 長	中 村 滋 成
局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	現況証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成28年11月の定例総会を開催いたします。それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

お忙しいところ、定例総会にご出席して頂きましてありがとうございます。

11月の定例総会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

10月17日に、水戸で「茨城県の農業委員会会長・事務局長会議」がありましたので、その要点を報告したいと思います。

テーマは「平成28年度下半期における農業会議の事業推進」であります。内容としては、組織運営に関する事項と平成28年度茨城県農業会議6つの重点事項の2つであります。

組織運営に関する事項では、初めての取り組みとなるそうですが、来年1月に農業委員会会長会議を行い、橋本知事との懇談会を予定しているそうです。

6つの重点事項についてですが、1つ目は新制度に対応した組織活動の強化、2つ目は優良農地の確保とその有効活用の推進、3つ目は現場の課題に即した政策提言など農政活動の推進、4つ目は農業者に対する情報の発信活動の強化、5つ目は法人化の支援など経営感覚に優れた経営体の育成、6つ目は新規就農・人材確保対策の推進、の6項目となっております。詳しい内容は、私たちの活動を進める中で関係する点を報告することにしたと思います。

本日の定例総会は、議案4件と報告事項になっております。委員各位の真摯なご審議をお願いいたします。

なお、総会終了後に、普及センターに来て頂いて、稲の病虫害被害について説明して頂くことになっておりますので、併せてよろしくをお願いいたします。

以上を申し上げます、挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員8名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は

成立しております。また、10月に農地パトロールを実施した3名の農地利用最適化推進委員にも総会に出席していただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員の選任ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、指名させていただきます。

3番豊島委員、4番栗原委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしく願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための売買、申請地は■■■字■■■番■■■及び■■■、■■■、■■■、■■■の5筆、地目はすべて登記現況とも畑、地積は合計576.02㎡でございます。申請地の農地区分は、水道、下水道が埋設された沿道の区域であり、おおむね500m以内に2以上の教育施設があることから3種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための贈与、申請地は■■■字■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、地積は442㎡でございます。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討、関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための売買、申請地は■■■字■■■番■■■，地目は登記現況とも畑、地積は496㎡でございます。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号4番、申請理由は自己住宅建築のための贈与、申請地は■■■字■■■番■■■，地目は登記現況とも畑、地積は300㎡でございます。申請地の農地区分は、水道、下水道が埋設された沿道の区域であり、おおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設があることから3種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、現地調査を行っておりますので、その報告を8番宮田委員お願いいたします。

1. 宮田委員

それでは、報告いたします。

11月2日午前9時から現地調査を行いました。

調査メンバーは齊藤会長、中山職務代理者、羽田委員、私と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番、2ページをご覧ください。申請地は、愛宕住宅の東側に位置する土地であります。申請地の周りは宅地化が進んでいる地区となっております。申請地の畑の現況は、現在短い草が生えております。別段問題はないと思われます。

受付番号2番、3ページをご覧ください。申請地は、みらい平駅の南方に位置し、近隣には眼科医院があります。申請地の北側は畑となっており、その先は宅地となっております。申請地には栗の木等の樹木等が植えられております。別段問題はないと思われます。

受付番号3番、4ページをご覧ください。国道294号線に隣接する土地で申請地北側は荒れた農地となっております。申請地の西側及び南側はきれいな農地となっております。申請地は昔葡萄畑であったようで、ぶどう棚のようなものが設置してありました。現在は荒れた農地となっております。別段問題ないと思われます。

受付番号4番、5ページをご覧ください。市街化区域に隣接する土地で申請地の北側及び南側には家が建っております。申請地は、現在トラクター等できれいに畑となっており別段問題ないと思われます。

以上でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第1号について質疑に入ります。

議案第1号受付番号1番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号2番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号3番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号4番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第1号について採決に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案の通り許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第1号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。

6ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■字■■■■番■■及び■■，■■，地目は登記現況とも田，■■■字■■■■番■■及び■■，地目は登記現況とも畑の5筆，地積は合計3，358㎡の自作地でございます。契約内容は売買となっております。

別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。譲受人は申請地で水稻・野菜の栽培を行う計画であり、隣接、周辺農地でも同様に水稻・野菜の栽培を行っております。また、農地法第3条第2項の各号については調査書のとおり該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは現地調査をおこなっておりますので、7番羽田委員報告願います。

1. 羽田委員

はい、報告いたします。

11月2日に齊藤会長、中山職務代理者、宮田委員、私と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

現地を一筆ごとに田及び畑を確認してきました。現在も耕作されており適正に管理されている状況であり、隣接地と一体利用とのことで特に問題はないと思われま

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

報告が終了しました。それでは議案第2号について質疑に入ります。

議案第2号について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」について採決に入ります。議案第2号について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

議案第3号「現況証明発行可否について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (中山主査)

議案第3号「現況証明発行可否について」

今月の現況証明願は7件となっております。

8ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は[]字[]番、地目は登記畑、現況田、面積は665㎡となっております。

続きまして、受付番号2番、申請地は[]字[]番及び[]番、地目は登記畑、現況田、面積は553㎡、595㎡で計1,148㎡となっております。

続いて、受付番号3番、申請地は[]字[]番、地目は登記畑、現況田、面積は1,000㎡となっております。

続いて、受付番号4番、申請地は[]字[]番、地目は登記畑、現況田、面積は2,495㎡となっております。

続いて、受付番号5番、申請地は[]字[]番、地目は登記畑、現況田、面積は534㎡となっております。

続いて、受付番号6番、申請地は[]字[]番、地目は登記畑、現況田、面積は1,620㎡となっております。

続いて、受付番号7番、申請地は[]字[]番、地目は登記畑、現況田、面積は1,695㎡となっております。

また、証明を必要とする理由は地目変更登記のためとなっております。

以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

現地調査をおこなっておりますので、7番羽田委員報告願います。

1. 羽田委員

ご報告いたします。

11月2日に現地調査を行いました。

議案第3号「現況証明発行可否について」、9ページをご覧ください。地元公民館から

入りまして、斜線の引いている田んぼです。ここの枠の中には7筆が入っております。近隣の田んぼと比べても高低差もなく、現在は田んぼとして使用しております。それから、ちょっと飛び地で、 番地はこれも同じく現況としては田んぼとして使用してまいりました。昭和44年頃には畑として利用されていたと思いますが、その後土を取ったか何かで、かなり前なので詳細は不明ですが、現在は田んぼとして使用している状況です。やむをえないと思われま

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第3号について質疑に入ります。

議案第3号現況証明発行可否について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第3号について採決に入ります。議案第3号について、現況証明を発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第3号については、全員賛成により、現況証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。10ページをご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が19筆35,436㎡、畑が8筆4,579㎡、合計で27筆40,015㎡となります。更新は田が47筆131,988㎡、畑が16筆21,849㎡、合計63筆153,837㎡となります。総計は田が66筆167,424㎡、畑が24筆26,428㎡合計で90筆193,852㎡となります。貸手が26人、借手が17人と

なります。詳細は11ページから15ページとなります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。審議は一括して進めます。

議案第4号について、質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」に対し賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」は、原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

議案は以上です。

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。16ページをご覧ください。

受付番号1番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買），地目は登記宅地現況畑，面積は166.44㎡となります。

受付番号2番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買），地目は登記宅地現況畑，面積は166.44㎡となります。

受付番号3番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買），地目は登記宅地現況畑，面積は209.80㎡となります。

受付番号4番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買），地目は登記宅地現況畑，面積は237.26㎡となります。

報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。今回の合意解約は22件となります。詳細は17ページから25ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。


11月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。


平成28年11月10日

つくばみらい市農業委員会

議長

齊藤常夫 

議事録署名委員

豊島利夫 

議事録署名委員

栗原哲 